（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十一月十九日にマニラで

フィリピン共和国

外務大臣

アルバート・デル・ロサリオ

フィリピン共和国駐在

日本国特命全権大使　石川和秀閣下

○外務省告示第四百二十五号

平成二十七年十一月二十六日にアンタナナリボ（マダガスカル）で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコモロ連合政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億三千万円

3　署名者

日本側　細谷龍平在コモロ大使（マダガスカルにて兼轄）

コモロ側　カービ・エリヤスクルト・モハメッド在マダガスカル　コモロ大使

平成二十七年十二月七日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第三百七十三号

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件（平成二十七年財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月七日

財務大臣　麻生　太郎

指定営業所として指定する東海支店の所在地中「中区丸の内一丁目17番19号」を「中村区名駅三丁目28番12号」に改める。

○国税庁告示第二十二号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の七第一項の規定に基づき、同法第三十四条の四第一項の規定に基づく「株式会社ココストア」の納付受託者の指定を取り消したので、同法第三十四条の七第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月七日

国税庁長官　中原　広

○農林水産省告示第二千六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県島田市川根町笹間下字寺沢一四の一・字権現峯三三九の一・三三九の二・三四〇・三四一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三四二、字キリ久保三四三の一（次の図に示す部分に限る。）、三四三の二、字栗城三五六（次の図に示す部分に限る。）、三五五、榛原郡川根本町下泉字貝久保一九六七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字上米良字植田一六六の一、一六六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字縄瀬六四一の二、六四一の三、六五八の一、字合崎六七八の一、六七八の四三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字古川三一一の二、三一一の一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字横野字亀谷二六七の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字横野字大河内四の一、五の一、五の七、五の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）